



別記第39号様式(第36条関係)

決 算 届

令和4年7月20日

和歌山県知事様

届出者	主たる事務所所在地 〒641-0015 電話番号 073 (448) 5580 和歌山県和歌山市布引530番地2
届出者	医療法人名 代表者の氏名 医療法人 あなはら歯科クリニック 理 事 長 穴 原 伸 晃

令和3年度(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和23年法律第205号)第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事の監査報告書

- (注) 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。

## 様式 2

485

法人名 医療法人 あなはら歯科クリニック  
 所在地 和歌山県和歌山市布引 530 番地 2

※医療法人整理番号

財 产 目 錄  
 (令和 4 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 領	123,297 千円
2. 負 債 領	102,393 千円
3. 純 資 産 領	20,904 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	43,298
B 固定資産	79,999
C 資産合計 (A+B)	123,297
D 負債合計	102,393
E 純資産 (C-D)	20,904

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式3-2 (G-MIS様式)

485

法人名 医療法人 あなはら歯科クリニック  
 所在地 和歌山県和歌山市布引530番地2

※医療法人整理番号 \_\_\_\_\_

貸借対照表  
 令和4年5月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	43,298	I 流動負債	5,003
II 固定資産	79,990	II 固定負債	97,390
1 有形固定資産	78,263	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	382	負債合計	102,393
3 その他の資産	1,353	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科目	金額
		I 出資金	0
		II 積立金	20,904
		(うち代替基金)	(10,000)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	20,904
資産合計	123,297	負債・純資産合計	123,297

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

## 様式4-2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 あなはら歯科クリニック  
 所在地 和歌山県和歌山市布引530番地2

医療法人番号   

損 益 計 算 書  
 自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日

(単位:千円)

科目	金額		
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			104,494
2 事業費用			90,482
本来業務事業利益			14,012
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
II 事業外収益			14,012
III 事業外費用			768
IV 特別利益			652
V 特別損失			
税引前当期純利益			14,128
法人税等			879
当期純利益			15,007
			2,919
			12,088

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

## 様式 1 (G-MIS様式)

事業報告書		
医療法人番号	6170005006805	
報告期間	自 至	令和3年6月1日 令和4年5月31日
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	医療法人 あなた歯科クリニック	
	分類① 社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
	分類② その他	
	分類③ 基金制度採用	
(2) 事務所の所在地	都道府県 市区町村 町名・番地 建物名	和歌山県 和歌山市 布引530番地2 従たる事務所の記載はどちら
(3) 設立認可年月日	令和2年2月5日	
(4) 設立登記年月日	令和2年2月20日	
(5) 理事長の氏名	姓 名	穴原 伸晃
役員及び評議員の人数	3	
役員及び評議員	記載はどちら	
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はどちら	
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はどちら	
(2) 附帯業務	記載はどちら	
(3) 収益業務	記載はどちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はどちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はどちら	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はどちら	
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はどちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はどちら	
(9) その他	記載はどちら	
	(5), (6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくとも差し支えないこと。	
	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

### 様式1：1-(2) (G-MIS様式)

事業報告書

## 1-(2) 従たる事務所の所在地

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

## 事業報告書

### 1-(5) 役員及び評議員

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

### 様式1：2-(1) (G-MIS様式)

事業報告書

2-(1) 本業務  
(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

注) 1. 地方自治法第244条の第3項に規定する指定管理者者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。  
2. 病院法人介護保険適用病院がある場合は、医療保険適用病院と介護保険適用病院とのそれぞれについて内訳を記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院認定の許可病床数の欄は、入所定員と介護用病室を記載すること。

### 様式1：2-(1) (G-MIS様式)

事業報告書

### 2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員記載すること。

### 様式1：2-(2) (G-MIS様式)

事業報告書

#### 2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

### 様式1：2-(3) (G-MIS様式)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

事業報告書

注 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金用途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えて差し支えない。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機器債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、

これらの医療機関が地域における医療機能の分化、連携に資する医療連携を行っており、

かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

27-1

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療鍛錬と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っておりか、当該医療連携を維持するが自らの医療鍛錬の運営を維持・向上するに必要である理由を記載すること。
  2. 購入した医療機関債、発行元医療法人名、購入額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年戻りに開設(許可を含む)した主要な施設

## 2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

## 2-(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

## 様式5

法人名 医療法人 あなたはら歯科クリニック  
 所在地 和歌山県和歌山市布引1530番地2

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書

## (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

485

## 様式6

## 監事監査報告書

医療法人 あなはら歯科クリニック  
理事長 穴原伸晃 殿

私は、医療法人あなはら歯科クリニックの令和3年会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 7月 20日  
医療法人 あなはら歯科クリニック  
監事 西谷知子